

指標 15.6.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 15.6.1 利益の公正かつ衡平な配分を確保するための立法上、行政上及び政策上の枠組みを持つ国の数

ターゲット 15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。

ゴール 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

定義及び根拠

- 定義
名古屋議定書の実施のための立法上、行政上及び政策上の措置をとっているか否か
- 概念
名古屋議定書（アクセスと利益配分に関する名古屋議定書）は、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を実施し、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献することを目的とし、生物多様性条約（CBD、1992年）の補完文書として、2010年に採択された。
- 根拠及び解釈
名古屋議定書運用のために、国家レベルに応じて、明確性・確実性の状況が求められている。各締約国は立法上、行政上又は政策上の措置をとること、また、それらを議定書第14条に基づくABSクリアリングハウスへ報告することが求められている。この指標は、措置をとった締約国数の進捗を測るものである。

データソース及び収集方法

CBD事務局の運営するABSクリアリングハウス

算出方法及びその他の方法論的考察

- 算出方法
日本は行政上の枠組である「ABS指針」を2017年5月に公布し、名古屋議定書は2017年8月に発効した。

- コメントと限界
なし

データの詳細集計

なし

参考

ABS クリアリングハウス

<https://absch.cbd.int/countries/JP>

環境省 ABS ウェブサイト

<http://abs.env.go.jp/index.html>

データ提供府省

環境省

関連政策府省

外務省、農林水産省、環境省

担当国際機関

生物の多様性に関する条約 事務局 (CBD Secretariat)